

# 令和6年第1回上里町議会定例会会議録第4号

令和6年3月8日（金曜日）

---

## 本日の会議に付した事件

日程第27（町長提出議案第21号）令和6年度上里町一般会計予算について

日程第28（町長提出議案第22号）令和6年度上里町国民健康保険特別会計予算について

日程第29（町長提出議案第23号）令和6年度上里町介護保険特別会計予算について

日程第30（町長提出議案第24号）令和6年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第31（町長提出議案第25号）令和6年度上里町水道事業会計予算について

日程第32（町長提出議案第26号）令和6年度上里町下水道事業会計予算について

日程第33（町長提出議案第27号）令和6年度上里町農業集落排水事業会計予算について

日程第35（町長提出承認第1号）専決処分の承認を求めることについて

日程第36（町長提出議案第28号）上里町税条例の一部を改正する条例について

日程第37（町長提出議案第29号）令和5年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

---

## 出席議員（14人）

1番	石井	慎也	君	2番	伊藤	覚	君
3番	金子	義則	君	4番	戸矢	隆光	君
5番	高橋	勝利	君	6番	飯塚	賢治	君
7番	猪岡	壽	君	8番	齊藤	崇	君
9番	植原	育雄	君	10番	高橋	正行	君
11番	新井	實	君	12番	沓澤	幸子	君
13番	高橋	仁	君	14番	黛	浩之	君

## 欠席議員 なし

---

### 説明のため出席した者

町長	山下博一君	副町長	島田邦弘君
教育長	齊藤雅男君	総務課長	山下容二君
総合政策課長	坪本和馬君	<small>保健センター等複合施設建設推進室長</small>	戸矢信男君
税務課長	間々田由美君	くらし安全課長	間々田亮君
町民福祉課長	及川慶一君	子育て共生課長	飯塚郁代君
健康保険課長	亀田真司君	高齢者いきいき課長	山田隆君
道路整備課長	宮下忠仁君	まちづくり推進課長	吉田広毅君
産業振興課長	吉村貴文君	会計課長	井出康之君
教育総務課長	望月誠君	教育指導課長	櫻井達夫君
生涯学習課長	金井憲寿君	上下水道課長	根岸利夫君

---

### 事務局職員出席者

事務局長 神村輝行 係長 荒井純一

## ◎開 議

午前9時0分開議

○議長（黛 浩之君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。



- ◎日程第27 町長提出議案第21号 令和6年度上里町一般会計予算について
- ◎日程第28 町長提出議案第22号 令和6年度上里町国民健康保険特別会計予算について
- ◎日程第29 町長提出議案第23号 令和6年度上里町介護保険特別会計予算について
- ◎日程第30 町長提出議案第24号 令和6年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について
- ◎日程第31 町長提出議案第25号 令和6年度上里町水道事業会計予算について
- ◎日程第32 町長提出議案第26号 令和6年度上里町下水道事業会計予算について
- ◎日程第33 町長提出議案第27号 令和6年度上里町農業集落排水事業特別会計予算について

○議長（黛 浩之君） 日程第27、町長提出議案第21号 令和6年度上里町一般会計予算について、日程第28、町長提出議案第22号 令和6年度上里町国民健康保険特別会計予算について、日程第29、町長提出議案第23号 令和6年度上里町介護保険特別会計予算について、日程第30、町長提出議案第24号 令和6年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第31、町長提出議案第25号 令和6年度上里町水道事業会計予算について、日程第32、町長提出議案第26号 令和6年度上里町下水道事業会計予算について、日程第33、町長提出議案第27号 令和6年度上里町農業集落排水事業特別会計予算について、以上の7件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

[副町長 島田邦弘君発言]

○副町長（島田邦弘君） 皆様、おはようございます。

では、御提案申し上げました議案第21号 令和6年度上里町一般会計予算について御説明いたします。

初めに、予算編成に対する基本的な方針につきまして御説明いたします。

政府は、令和6年度の予算編成の基本方針として、我が国経済は、コロナ禍の3年間を乗り越え改善しつつあるが、賃金上昇は物価上昇に追いついておらず、個人消費は依然力強さを欠いていることから、デフレ完全脱却のための総合経済対策を速やかに実行し、デフレから完全

脱却するとともに、民需主導の持続的な成長、そして成長と分配の好循環の実現を目指すとしています。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2023」に沿って、足元の物価高に対応しつつ、新しい資本主義の実現に向けた取組や、国民の安全・安心の確保などをはじめとする重要な政策課題について、必要な予算措置を講ずるなど、めり張りの利いた予算編成を行うとしています。

さて、上里町における令和6年度予算編成に当たりましては、町の将来像である「ひと・まち・自然が共に輝く“ハーモニータウンかみさと”」の実現に主眼を置くとともに、効率的・効果的かつ持続可能な行財政運営に向けて、行政の簡素合理化の一層の推進、事業の優先度の明確化を体現することを念頭に、予算編成をはかったところでございます。

主要事業といたしましては、第5次上里町総合振興計画、上里町まち・ひと・しごと創生総合戦略に加え、町長公約に関する事業がございますが、中でも、上里町公共施設等総合管理計画などに基づく保健センター等複合施設の建設工事費の計上や、子育て支援への取組を強化すべく、保育料を完全無償化しております。

また、神流リバーサイドロード築造工事をはじめとする道路整備事業の重点実施、神保原駅北まちづくり事業や都市計画道路の整備に向けた取組など、都市づくりの強化の継続に加え、上里サービスエリア周辺地区の整備事業について予算化を行っております。

その他の特徴といたしましては、総合文化センター防水工事やDXの推進などに総務費が増額、長幡児童館計画改修工事や保育所関係の経費、障害福祉サービス費の増などにより民生費が増額、商工費では観光振興事業を予算化、消防団車両の購入や児玉郡市広域市町村圏組合への負担金の増などにより消防費が増額などとなっております。

また、地方債の償還である公債費につきましては減額となりましたが、引き続き高い水準で推移しております。地方債の償還財源の一部といたしまして、減債基金繰入金2億円を計上したところでございます。このように、効率的な地方債の発行と減債基金の適切な運営によりまして、社会保障費など町民生活を支えるための財源を確保するとともに、地方交付税総額の維持に努めてまいります。

次に、歳入でございます。

国内の経済状況は、物価高が重石となり、非耐久財やサービスを中心に個人消費は弱く、資材価格や労務費の上昇を背景に住宅投資も減少しております。一方で、いわゆる挽回生産により自動車関連業界を中心に設備投資は底堅く推移し、外需もサービス輸出が一時的に大きく増加となり、実質GDPを押し上げております。好調な企業収益が積極的な賃上げや設備投資の拡大につながり、景気は内需主導で緩やかな回復が続く見込みとのことです。

県内の経済状況に目を向けてみると、埼玉県経済動向調査によれば、個人消費は物価上昇の影

響は見られるものの、百貨店やスーパー、コンビニの売上額が前年を上回るなど緩やかに回復、生産活動は一進一退の状況にあるが、雇用情勢は改善しつつあり、「管内経済は持ち直している。雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直しいくことが期待される。」との総括判断がされております。

このような背景の中、令和6年度歳入予算の主な特徴といたしましては、歳入の根幹をなす町税において、複数の税目で増収を見込むものの、税制改正に伴う定額減税による個人住民税の減収が影響し、前年度比2,898万9,000円の減額、39億1,152万8,000円を計上いたしました。一方で、定額減税の減収を補填するための特例交付金により、地方特例交付金が前年度比318.5%の増額計上となっております。

また、子育て支援への取組と併せて。就労意欲の醸成や就労機会の提供、さらには移住・定住の促進にもつなげるべく、保育料の完全無償化により、分担金及び負担金が前年度比76.4%の減額計上となっております。

その他、特徴的なものを申し上げますと、寄附金がふるさと納税の減により、前年度比49.6%の減額、公共施設の建設や改修及び修繕、歳入不足額の補填の財源として、基金からの繰入金が前年度比36.6%の増額、町債が対象事業の減により、前年度比17.9%の減額となっております。

以上が予算編成に関する基本的な方針でございます。

それでは、議案の提案理由説明をさせていただきます。

令和6年度上里町一般会計・特別会計・企業会計予算書の1ページをお開きください。

令和6年度上里町一般会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ107億4,900万円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 岁入歳出予算」によると規定するものでございます。

第2条、債務負担行為でございますが、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によると規定するものでございます。

第3条、地方債でございますが、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」によると規定するものでございます。

第4条、一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定めるものでございます。

そして、第5条、歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書きの

へ規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した報酬、給料、職員手当等、共済費及び旅費（ただし、報酬及び旅費については、会計年度任用職員に係るものに限る。）これらに係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内の経費の各項の間の流用とすると規定するものでございます。

2ページを御覧ください。第1表 岁入歳出予算でございます。

初めに、歳入でございますが、款1町税につきましては、税目ごとに令和5年度の調定額や近年の決算状況等を勘案し、複数の税目で增收を見込むものの、定額減税による個人住民税の減収により、前年度比2,898万9,000円の減額、39億1,152万8,000円を計上いたしました。

款2地方譲与税は、各譲与税額の見込みから、前年度より340万円の増額の1億1,540万円を計上いたしました。

款3利子割交付金から款11地方交付税につきましては、国や県からの情報に加え、令和5年度の決算見込額などから積算を行っております。款3利子割交付金は、市町村交付金見込額から前年度と同額の70万円。続く、款4配当割交付金は、前年度より300万円減額の1,700万円。款5株式等譲渡所得割交付金は、前年度より500万円増額の1,700万円。款6法人事業税交付金は、前年度より100万円増額の4,100万円。款7地方消費税交付金は、前年度より2,000万円減額の6億2,000万円。款8ゴルフ場利用税交付金は、前年度と同額の800万円。款9環境性能割交付金は、前年度より600万円増額の2,000万円。款10地方特例交付金は、定額減税、減収補填特例交付金を含めまして、前年度より8,600万円増額の1億1,300万円を計上いたしました。

3ページを御覧ください。

款11地方交付税は、前年度より1,000万円増額の12億1,000万円を計上いたしました。

款12交通安全対策特別交付金は、近年の収入実績などから、前年度より58万9,000円減額の451万7,000円を計上いたしました。

款13分担金及び負担金は、保育料の無償化に伴う、保育所運営費保護者負担金の皆減などによりまして、前年度から4,925万2,000円減額の1,525万6,000円を計上いたしました。

款14使用料及び手数料は、町営住宅使用料や上里ゴルフ場公園施設管理許可使用料、住民基本台帳や戸籍事務の手数料が主なもので、前年度より369万1,000円増額の9,782万6,000円を計上いたしました。

款15国庫支出金は、社会福祉費負担金や児童福祉費負担金、道路事業費補助金などが主なものでございまして、新型コロナウイルスワクチン接種関係の補助金が皆減となったことなどによりまして、前年度より4,178万2,000円減額の14億6,862万3,000円を計上いたしました。

款16県支出金は、国庫支出金と同様に、社会福祉費負担金や児童福祉費負担金のほか、医療保険事業に対する基盤安定負担金や農業費補助金などが主なものでございまして、乳幼児医療

費補助金が増額となったことなどにより、前年度より979万9,000円増額の8億2,926万円を計上いたしました。

款17財産収入は、前年度より10万8,000円増額の489万5,000円を計上いたしました。

款18寄附金は、前年度より5,800万円減額の5,900万円を計上いたしました。

款19繰入金は、項1基金繰入金といたしまして14億3,970万円を計上いたしました。これは歳入不足額の補墳財源や建設事業費の財源、公債費の財源などを目的といたしまして、各基金からの繰入れを行うものでございます。項2特別会計繰入金は、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計からの繰入金をそれぞれ1,000円、合計3,000円を科目設定として予算化するものでございます。繰入金の合計は、前年度より3億8,611万3,000円増額の14億3,970万3,000円となっております。

款20繰越金は、前年度と同額の1億円を計上いたしました。

4ページを御覧ください。

款21諸収入は、町税延滞金などに加え、雑入の埼玉県市町村振興協会市町村交付金や重度医療高額療養費返還金、自治総合センターコミュニティ助成事業助成金などが主なもので、埼玉県収入証紙の販売終了に伴い、売りさばき料が皆減となったことなどによりまして、前年度より1,319万9,000円減額の5,859万2,000円を計上いたしました。

款22町債は、教育債の減額などに伴い、前年度より3億3,070万円減額の5億9,770万円を計上いたしました。

款1町税から款22町債までの歳入合計は107億4,900万円になりまして、前年度より1億6,560万円の増額でございます。

次に、歳出予算の款項別の金額が5ページからとなっております。

款1議会費は、議員報酬や議会だよりの発行など、町議会運営の経費でございますが、印刷代の増額などにより、前年度より34万2,000円増額の1億761万6,000円を計上いたしました。

款2総務費は、一般管理給与費や庁舎の管理、情報システムや統計調査など多くの分野の事業がございますが、総合文化センター防水工事や職員給与費、DXの推進による各種システム及びネットワーク関連経費の増額などに伴い、項1総務管理費、項3戸籍住民基本台帳費などが増額となったことにより、前年度より5,406万6,000円増額の14億8,400万7,000円を計上いたしました。

款3民生費は、医療や介護、障害給付などの社会福祉費、児童手当や保育所の運営などの児童福祉費が主なものでございます。長幡児童館計画改修工事や保育所関係の経費、障害福祉サービス費の増などにより、項1社会福祉費、項2児童福祉費共に増額となりまして、前年度より1億3,443万3,000円増額の41億2,750万1,000円を計上いたしました。

款4衛生費は、予防対策事業や塵芥処理事業、広城市町村圏組合清掃施設運営負担金などが主な事業でございますが、保健センター等複合施設整備事業や各種予防接種委託料、広城市町村圏組合清掃施設運営負担金の増額などにより、項1保健衛生費、項2清掃費共に増額となりまして、前年度より2億1,846万8,000円増額の12億1,540万1,000円を計上いたしました。

款5農林水産業費は、農業振興事業や土地改良推進事業、農業委員会の運営などが主な事業となっております。農業集落排水事業特別会計繰出金や新規就農総合支援事業費補助金の減額などによりまして、前年度より3,106万6,000円減額の1億6,103万7,000円を計上いたしました。

款6商工費は、商工業振興事業や消費生活対策事業が主な事業でございますが、ふるさと納税返礼品の減額などによりまして、前年度より1,716万9,000円減額の6,600万3,000円を計上いたしました。

款7土木費は、道路、橋梁の新設や維持管理、公園や町営住宅、上里ゴルフ場の運営などが主な事業となっております。下水道経営健全化事業や道路補修工事費、公園遊具設置工事費の増額などにより、項2道路橋梁費、項4都市計画費などが増額となりまして、前年度より9,673万3,000円増額の10億2,363万円を計上いたしました。

6ページを御覧ください。

款8消防費は、広城市町村圏組合消防費負担金や災害対策事業、消防団運営事業などが主な事業となっております。消防団車両の購入や広城市町村圏組合消防費負担金の増額などによりまして、前年度より4,476万1,000円増額の3億7,137万5,000円を計上いたしました。

款9教育費は、小・中学校の管理や教育振興、学校給食組合への負担金など加え、社会教育、スポーツ振興や町民体育館、郷土資料館の管理運営など多岐にわたる事業を実施しております。会計年度任用職員に係る経費や長幡公民館解体工事費の増額などにより、項1教育総務費、項4社会教育費は増額となりましたが、七本木小学校校舎棟改修工事費や多目的スポーツホール計画改修工事費の減額などにより、項2小学校費、項5保健体育費が大きく減額となったことなどによりまして、前年度より2億2,143万7,000円減額の12億3,305万8,000円を計上いたしました。

款10公債費は、上里中学校建設工事に係る緊急防災・減災事業債の一部が償還完了したことなどに伴い、前年度より1億1,349万3,000円減額の3億3,919万1,000円を計上いたしました。

款11諸支出金は、基金運用利子の積立てが主なもので、現在の基金の運用状況から前年度より3万8,000円減額の18万1,000円を計上いたしました。

款12予備費は、前年度と同額の2,000万円を計上いたしました。

歳出合計は、歳入合計と同額の107億4,900万円となっております。

次に、7ページは、第2表 債務負担行為でございます。

公共用地先行取得事業は、令和6年度に上里町などの依頼に基づき、土地開発公社が先行取得する場合の用地取得に要する経費の債務負担行為でございます。農業近代化資金利子補給は、令和6年度の資金貸付けによる利子補給に係る債務負担行為でございます。上里町総合文化センター指定管理委託は、期間を令和7年度から令和8年度まで、限度額を4,346万2,000円とする債務負担行為でございます。長幡小学校放課後児童クラブ業務委託は、期間を令和6年度から令和9年度まで、限度額を3,877万2,000円とする債務負担行為でございます。保健センター等複合施設整備事業は、期間を令和7年度、限度額を11億6,649万2,000円とする債務負担行為でございます。消防車両購入は、期間を令和6年度から令和7年度まで、限度額を3,801万4,000円とする債務負担行為でございます。

次に、8ページを御覧ください。

第3表 地方債でございます。

庁舎管理事業は、庁舎改修工事に係る地方債でございます。総務関係の地方債として3,880万円を限度額とするものでございます。長幡児童館計画改修事業は、改修工事に係る地方債でございます。民生関係の地方債として8,470万円を限度額とするものでございます。保健センター等複合施設整備事業は、建設工事費等に係る地方債でございます。衛生関係の地方債として2億2,630万円を限度額とするものでございます。

次に、道路維持補修事業9,000万円、神流リバーサイドロード事業4,450万円は、土木関係の地方債として、それぞれ限度額を定めるものでございます。消防施設整備事業は、消防車両の購入に係る地方債でございます。消防関係の地方債として2,640万円を限度額とするものでございます。小学校管理運営事業は、賀美小学校屋外トイレ改築工事に係る地方債でございます。教育関係の地方債として5,700万円を限度額とするものでございます。臨時財政対策債は、国の方債計画などにより3,000万円の限度額といたしました。合計で5億9,770万円となっております。

起債の方法につきましては、普通貸借または証券発行によるものとし、利率は4.0%以内といたしますが、ただし書きで、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率と規定しております。

償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

以上、令和6年度の予算編成方針及び一般会計予算の提案説明とさせていただきます。

なお、詳細内容につきましては、総合政策課長が後ほど令和6年度当初予算説明資料で御説明申し上げます。

続きまして、議案第22号 令和6年度上里町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書の11ページを御覧ください。

令和6年度上里町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32億3,776万3,000円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 嶽入歳出予算」によると規定するものでございます。

第2条、一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定めるものでございます。

第3条、歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費及び国民健康保険事業費納付金の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と規定するものでございます。

続きまして、国民健康保険特別会計の概要について御説明させていただきます。

令和6年度は、国保広域化の7年目となります。引き続き、上里町は埼玉県と共同保険者となり、県が定める運営方針に基づき、共通認識の下、安定的な運営をはかけてまいります。埼玉県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など、国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化をはかけております。町は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収といった事業を担ってまいります。

12ページを御覧ください。

第1表 嶽入歳出予算でございます。

初めに、歳入について御説明いたします。

款1 国民健康保険税は、一般被保険者の医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の現年課税分と滞納繰越分になります。前年度より4,846万6,000円増額の6億442万5,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、保険税率の改定によるものです。

款2 使用料及び手数料は、国民健康保険の資格の証明手数料及び国民健康保険税の督促手数料について、科目設定として2,000円を計上いたしました。

款3 国庫支出金は、災害臨時特例補助金について、科目設定として1,000円を計上いたしました。

款4 県支出金は、保険給付費の交付金などでございます。前年度より8,324万4,000円増額の23億2,147万2,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、県の推計により町の歳出である保険給付費の増額が見込まれていることから、普通交付金につきましても、同程度の増額となっております。

款5 財産収入は、国保基金の利子収入について、科目設定として1,000円を計上いたしまし

た。

款6繰入金は、保険基盤安定分や職員給与費などに対する一般会計や国保基金からの繰入金などでございます。前年度より3,793万2,000円減額の3億685万2,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、その他一般会計繰入金の減額によるものでございます。

款7繰越金は、前年度と同様に、科目設定として1,000円を計上いたしました。

款8諸収入は、国民健康保険税の延滞金や過料、預金利子、雑入などで500万9,000円を計上いたしました。

歳入合計は32億3,776万3,000円になりますて、前年度より9,377万7,000円の増額となってい

ます。

次に、13ページを御覧ください。

歳出につきまして御説明いたします。

款1総務費は、前年度より195万円減額の7,168万9,000円を計上いたしました。項1総務管理費は、職員給与費、レセプト点検員給与費、電算事務委託などの事務経費や埼玉県国保連合会に対する負担金などで6,569万9,000円を計上いたしました。項2徴税費は、国民健康保険税の賦課徴収に係る事務経費として545万1,000円を計上いたしました。項3運営協議会費は、国民健康保険運営協議会の委員報酬などの事務経費28万8,000円を計上いたしました。項4趣旨普及費につきましては、エイズ予防対策やインフルエンザ予防対策のパンフレット代など25万1,000円を計上いたしました。

款2保険給付費は、前年度より7,830万8,000円増額の22億8,971万5,000円を計上いたしました。項1療養諸費は、一般被保険者及び退職被保険者の療養給付費・療養費及び審査支払手数料となりまして、19億7,154万3,000円を計上いたしました。項2高額療養費は、一般被保険者・退職被保険者などを含め3億658万4,000円を計上いたしました。項3移送費は、病気やけがなどのため移動が困難な患者が、医師の指示により入院や転院した場合に審査を行って必要と認めた場合に支給するもので、3万3,000円を計上いたしました。項4出産育児諸費は、出産育児一時金などで900万4,000円を計上いたしました。項5葬祭諸費は、葬祭費交付金として250万円を計上いたしました。項6傷病手当金は、給与等の支払いを受けている被保険者が、新型コロナウイルス感染症の感染等による療養のため、労務に服することができない場合に支給するもので、5万1,000円を計上いたしました。

これら保険給付費は、県が示す上里町の医療費推計を参考にし計上するものでございますが、全体的に増額となっております。主な要因といましては、加入者数は減少しているものの、1人当たりの医療費が増加していることによるものでございます。

款3国民健康保険事業費納付金は、県が示す保険料収納必要総額を基に、上里町が負担する

分の納付金でございます。前年度より1,411万9,000円増額の8億1,929万6,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、県試算に基づく医療給付費分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の推計結果などにより県全体の納付額が増額となっていることから、これらに応じて上里町の納付金額に影響があったものでございます。

款4 共同事業拠出金は、国保連合会への退職医療制度の退職者把握のための拠出金として1,000円を計上いたしました。

款5 保健事業費は、前年度より350万2,000円増額の4,988万5,000円を計上いたしました。項1 保健事業費は、健康づくりのための講師謝礼や人間ドックなどの予防検診補助金として1,606万3,000円を計上いたしました。項2 特定健康診査等事業費は、集団健診や個別健診の経費として3,382万2,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、特定健康診査の受診者の増加を見込んだことによるものでございます。

款6 基金積立金は、国民健康保険財政調整基金への積立金として、2,000円の科目設定となります。

款7 諸支出金は、前年度より20万2,000円減額の417万5,000円を計上いたしました。主な内容ですが、項1 償還金及び還付加算金は、一般被保険者の保険税還付金、還付加算金、過年度の保険給付費交付金償還金の科目設定などで、417万4,000円を計上いたしました。項2 繰出金は1,000円の科目設定となります。

14ページを御覧ください。

款8 予備費は、前年度と同額の300万円を計上いたしました。

歳出合計は、歳入合計と同額の32億3,776万3,000円となっております。

以上、令和6年度上里町国民健康保険特別会計予算の提案理由説明とさせていただきます。

次に、議案第23号 令和6年度上里町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書の17ページを御覧ください。

令和6年度上里町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20億8,534万8,000円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によると規定するものでございます。

第2条、一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定めるものでございます。

第3条、歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と規定

するものでございます。

続きまして、介護保険特別会計の概要について御説明させていただきます。

18ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算でございます。

初めに、歳入について御説明いたします。

款1 介護保険料は、現年度賦課分4億9,246万3,000円、滞納繰越分86万6,000円を見込みまして、前年度より530万1,000円増額の4億9,332万9,000円を計上いたしました。

款2 国庫支出金は、前年度より979万9,000円減額の3億8,160万円を計上いたしました。項1国庫負担金は、介護給付費に厚生労働大臣が定める係数を乗じた額で、3億3,434万1,000円を計上いたしました。項2国庫補助金は、調整交付金や地域支援事業交付金、保険者機能強化推進交付金などによりまして、4,725万9,000円を計上いたしました。

款3 支払基金交付金は、介護給付費と地域支援事業費の27%が社会保険診療報酬支払基金から一律に第2号被保険者分として交付されるもので、前年度より2,091万5,000円減額の5億2,534万8,000円を計上いたしました。

款4 県支出金は、前年度より1,221万1,000円減額の2億9,281万9,000円を計上いたしました。項1県負担金は、厚生労働大臣が定める係数を介護給付費に乗じた額で2億7,239万4,000円を計上いたしました。項2県補助金は、地域支援事業交付金と介護人材確保支援事業補助金で、2,042万5,000円を計上いたしました。

款1の増額に関しましては、第1号被保険者数の増によるもので、款2から款4の減額に関しましては、介護給付費等の減によるものとなっております。

款5 繰入金は、前年度より3,537万4,000円減額の3億9,222万1,000円を計上いたしました。項1一般会計繰入金は、介護給付費、地域支援事業費の町負担分及び低所得者保険料軽減分と事務費分で3億6,422万2,000円を計上いたしました。項2基金繰入金は、2,799万9,000円を計上いたしました。

款5の減額に関しましては、介護給付費及び準備基金繰入金の減額が主な理由となっております。

款6 繰越金は、科目設定として1,000円を計上いたしました。

款7 諸収入は、3万円を計上し、項1延滞金、加算金及び過料は、前年同様1,000円の科目設定、項2雑入は、第三者納付金等で2万9,000円を計上いたしました。

歳入合計は20億8,534万8,000円になりますて、前年度より7,299万8,000円の減額となっております。

次に、19ページを御覧ください。

歳出につきまして御説明いたします。

款1 総務費は前年度より32万4,000円減額の8,206万1,000円を計上いたしました。項1 総務管理費は、職員に係る給与費、介護保険事業運営に係る事務経費として4,440万2,000円、項2 徴収費は、介護保険料の賦課徴収に係る事務経費として269万9,000円、項3 介護認定審査調査費は、介護認定審査に係る事務経費、介護認定調査員の給料等として3,468万2,000円、項4 趣旨普及費は、町民への介護保険制度の周知に係る経費として、27万8,000円をそれぞれ計上いたしました。

款2 保険給付費は、前年度より9,568万2,000円減額の18億6,687万2,000円を計上いたしました。項1 介護サービス等諸費は、要介護1から5の被保険者が受けるサービス費のうち、保険者が負担するもので17億4,069万6,000円、項2 介護予防サービス等諸費は、要支援1、2の被保険者が受けるサービス費のうち、保険者が負担するもので3,145万5,000円、項3 高額介護サービス等費は4,492万円、項4 高額療養合算介護サービス等費は601万5,000円、項5 審査支払手数料は、国民健康保険団体連合会に支払う手数料で103万円、項6 特定入所者介護サービス等費は4,275万6,000円をそれぞれ計上いたしました。

款3 基金積立金は、科目設定として1,000円を計上いたしました。

款4 地域支援事業費は、前年度より2,280万8,000円増額の1億3,521万1,000円を計上いたしました。項1 包括的支援事業・任意事業費は5,635万4,000円、項2 は介護予防・日常生活支援総合事業費は7,885万7,000円をそれぞれ計上いたしました。

款5 諸支出金は、前年度より20万円増額の70万3,000円を計上いたしました。項1 償還金及び還付加算金は70万2,000円を計上し、項2 繰出金は1,000円の科目設定となります。

款6 予備費は、前年度同様50万円を計上いたしました。

歳出合計は、歳入合計と同額の20億8,534万8,000円となっております。

以上、令和6年度上里町介護保険特別会計予算の提案理由説明とさせていただきます。

次に、議案第24号 令和6年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

予算書の23ページをお開きください。

令和6年度上里町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億4,544万7,000円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 岁入歳出予算」によると規定するものでございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の概要について説明させていただきます。

24ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算でございます。

初めに、歳入について御説明いたします。

款1 後期高齢者医療保険料は、現年度分と滞納繰越分を含め、前年度より4,018万9,000円増額の3億1,837万6,000円を計上いたしました。

予算編成に当たっては、保険者である埼玉県後期高齢者医療広域連合において見込まれた数値を基に計上いたしました。県全体の1人当たり保険料は8万8,764円となっております。町の予算編成に当たっては、1人当たりの保険料見込額は7万178円、被保険者数を4,555人で見込んだ保険料に、予定収納率99.28%で算出しております。増額の主な要因は、被保険者数の増加による影響が上げられます。

款2 使用料及び手数料は、保険料の納付証明手数料として1,000円を計上いたしました。

款3 繰入金は、一般会計からの繰入金で、前年度より1,100万3,000円増額の1億1,234万9,000円を計上いたしました。広域連合への事務費分、保険基盤安定繰入金分となります。

款4 繰越金は、令和5年度の繰越金として50万円を計上いたしました。

款5 諸収入は、前年度より280万6,000円増額の1,422万1,000円を計上いたしました。項1 延滞金、加算金及び過料と、項2 預金利子は科目設定となります。項3 受託事業収入は、町が実施する健康診査に係る広域連合からの受託料でございます。項4 雑入は、保険料の還付返還金や広域連合からの人間ドック補助金などとなっております。

歳入合計は4億4,544万7,000円になりますて、前年度より5,399万8,000円の増額となっております。

次に、25ページを御覧ください。

歳出について御説明いたします。

款1 総務費は、前年度より568万7,000円増額の2,778万1,000円を計上いたしました。項1 総務管理費は、健康診査のための委託料、人間ドック補助金や事務経費などとなります。項2 徴収費は、後期高齢者医療保険料の賦課徴収に係る事務経費となります。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度より4,831万2,000円増額の4億1,625万5,000円を計上いたしました。主な内容は、広域連合への共通経費負担金、保険料分の納付金、保険基盤安定分などとなっておりまして、増額の主な内容は、保険料負担分の増などによるものでございます。

款3 諸支出金は、保険料の還付金及び還付加算金、一般会計への繰出金として91万1,000円を計上いたしました。

款4 予備費は、前年度と同額の50万円を計上いたしました。

歳出合計は、歳入合計と同額の4億4,544万7,000円となっております。

以上、令和6年度上里町後期高齢者医療特別会計予算の提案理由説明とさせていただきます。

次に、議案第25号 令和6年度上里町水道事業会計予算について御説明申し上げます。

予算書の29ページをお開きください

第1条、令和6年度上里町水道事業会計予算は、次に定めるところによるものです。

第2条、業務の予定量は次のとおりといたします。

(1)給水戸数は1万3,592戸を予定しております。(2)年間給水量は355万1,000立方メートルでございます。(3)1日平均給水量は9,702立方メートルでございます。(4)主な建設改良事業は、イ、排水管布設工事等で5,127万3,000円、ロ、老朽管更新事業で8,100万円、ハ、浄水場更新工事で2億4,851万1,000円でございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めるものでございます。

まず、収益的収入ですが、第1款事業収益は6億4,859万2,000円で、前年度より157万1,000円の増額となります。内訳でございますが、第1項給水収益の柱である水道料金や加入金などの営業収益は5億9,980万6,000円で、前年度より675万円の増額となります。第2項他会計負担金や長期前受金戻入などの営業外収益は4,878万5,000円で、前年度より517万9,000円の減額となります。第3項特別利益は1,000円で、科目設定になります。

次に、収益的支出でございますが、第1款事業費は5億1,021万5,000円で、前年度より6,006万3,000円の減額となります。内訳ですが、第1項水道施設の維持管理や減価償却費などの営業費用は4億6,731万1,000円で、前年度より5,728万円の減額となります。第2項企業債利息や消費税納付などの営業外費用は3,490万4,000円で、前年度より278万3,000円の減額となります。第3項不納欠損などの特別損失は400万円で、前年度と同額となります。第4項予備費は400万円で、前年度と同額になります。

30ページを御覧ください。

第4条、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定めるもので、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,302万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,453万7,000円、当年度分損益勘定留保資金1億1,594万5,000円及び減債立金254万7,000円で補填するものでございます。

資本的収入でございますが、第1款の資本的収入は4億3,603万5,000円で、前年度より1億6,452万4,000円の減額となります。内訳でございますが、第1項建設改良等に係る企業債は4億1,000万円で、前年度より6,810万円の減額となります。第2項一般会計からの補助金は12万円で、前年度より935万2,000円の減額となります。第3項他事業工事に伴う負担金は2,591万5,000円で、前年度より8,707万2,000円の減額となります。

次に、支出でございますが、第1款の資本的支出は5億8,906万4,000円で、前年度より2億

792万3,000円の減額となります。内訳でございますが、第1項水道管布設工事や浄水場更新工事などの建設改良費は3億2,789万3,000円で、前年度より1億7,747万2,000円の減額となります。第2項企業債償還金は1億6,117万1,000円で、前年度より3,045万1,000円の減額となります。

第5条は、継続費の総額及び年割額を次のとおり定めるものでございます。

款1 資本的支出、項1 建設改良費、事業名は上里町浄水場（土木・建築）第2次改修工事で、総額は5億6,624万円、年度及び年割額はいずれも記載のとおりでございます。

第6条は、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり定めるものでございます。債務を負担する行為をすることができる事項は、上里町浄水場（土木・建築）第2次改修工事施工監理業務委託で、期間及び限度額は、いずれも記載のとおりでございます。

31ページを御覧ください。

第7条は、企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり定めるものでございます。起債の目的は、建設改良事業に、限度額3億8,600万円、資本費平準化債に、限度額2,400万円の合計4億1,000万円でございます。起債の方法、利率及び償還の方法は、いずれも記載のとおりでございます。

第8条、一時借入金の限度額は1億5,000万円と定めるものでございます。

第9条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を次のとおり定めるものでございます。（1）営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用、（2）建設改良費及び企業債償還金の間の流用でございます。

第10条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めたもので、（1）職員給与費4,986万1,000円、（2）交際費1万円については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないと規定するものでございます。

32ページを御覧ください。

第11条、繰越利益剰余金のうち254万7,000円を減債積立金に処分するものでございます。

第12条、棚卸資産の購入限度額は614万5,000円と定めるものでございます。

以上、令和6年度上里町水道事業会計予算の提案理由説明とさせていただきます。

次に、議案第26号 令和6年度上里町下水道事業会計予算について御説明申し上げます。

予算書の35ページを御覧ください。

第1条、令和6年度上里町下水道事業会計予算は、次に定めるところによるものです。

第2条、業務の予定量は次のとおりといたします。（1）接続戸数は1,332戸を予定しております

す。(2)年間有収水量は43万9,700立方メートルでございます。(3)1日平均有収水量は1,205立方メートルでございます。(4)主な建設改良事業は、汚水管渠築造事業で2億6,626万4,000円でございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めるものでございます。

収益的収入の第1款下水道事業収益は3億614万2,000円で、前年度より6,125万4,000円の増額となります。内訳でございますが、第1項下水道使用料と他会計負担金などの営業収益は1億1,003万8,000円で、前年度より3,635万2,000円の増額となります。第2項他会計補助金や長期前受金戻入などの営業外収益は1億9,610万3,000円で、前年度より2,490万2,000円の増額となります。第3項特別利益は1,000円で、科目設定となります。

次に、収益的支出でございますが、第1款下水道事業費用は3億363万3,000円で、前年度より6,126万4,000円の増額となります。内訳でございますが、第1項管渠維持管理費や減価償却費などの営業費用は2億6,196万3,000円で、前年度より5,959万3,000円の増額となります。第2項企業債利息などの営業外費用は4,066万9,000円で、前年度より167万1,000円の増額となります。第3項特別損失は1,000円で、科目設定となります。第4項予備費は100万円で、前年度と同額になります。

36ページを御覧ください。

第4条、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定めるもので、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,275万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,819万6,000円、過年度分損益勘定留保資金6,273万2,000円及び当年度分損益勘定留保資金182万6,000円で補填するものでございます。

資本的収入でございますが、第1款の資本的収入は3億3,293万5,000円で、前年度より4,000万8,000円の増額となります。内訳といたしましては、第1項建設改良等に係る企業債は2億7,470万円で、前年度より3,040万円の増額となります。第2項国庫補助金は1億1,540万円で、前年度より2,440万円の増額となります。第3項分担金及び負担金は400万5,000円で、下水道受益者負担金になります。前年度より15万5,000円の増額となります。第4項他会計補助金は2,093万円で、一般会計からの補助金になります。前年度より151万6,000円の増額となります。第5項他会計負担金は1,790万円で、県道築造工事に伴う移設工事負担金になります。前年度より290万円の減額となります。

次に、支出でございますが、第1款の資本的支出は5億1,568万9,000円で、前年度より3,967万円の増額となります。内訳でございますが、第1項建設改良費は3億8,442万3,000円で、前年度より3,543万6,000円の増額となります。第2項企業債償還金は1億3,126万6,000円で、前年度より423万4,000円の増額となります。

第5条は、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり定めるものでございます。債務を負担する行為をすることができる事項は、下水道改造資金融資あつせんに対する損失補償令和6年度分で、期間及び限度額はいずれも記載のとおりでございます。

37ページをお開きください。

第6条は、企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり定めるものでございます。起債の目的は、公共下水道事業に限度額1億4,790万円、流域下水道事業建設負担金に限度額8,930万円、資本費平準化債に限度額3,750万円の合計2億7,470万円でございます。起債の方法、利率及び償還の方法は、いずれも記載のとおりでございます。

第7条、一時借入金の限度額は1億5,000万円と定めるものでございます。

第8条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を次のとおり定めるものでございます。(1)営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用、(2)建設改良費及び企業債償還金の間の流用でございます。

38ページを御覧ください。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めたもので、職員給与費2,951万6,000円については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないと規定するものでございます。

以上、令和6年度上里町下水道事業会計予算の提案理由説明とさせていただきます。

次に、議案第27号 令和6年度上里町農業集落排水事業会計予算について御説明申し上げます。

上里町農業集落排水事業は、令和6年度から公営企業会計に移行するため、前年度と比較できる部分が限られます。

予算書の41ページをお開きください。

第1条、令和6年度上里町農業集落排水事業会計予算は、次に定めるところによるものです。

第2条、業務の予定量は、次のとおりといたします。(1)排水戸数は68戸を予定しております。(2)年間排水量は1万5,941立方メートルでございます。(3)1日平均排水量は44立方メートルでございます。(4)主な建設改良事業は、農業集落排水処理施設工事で180万1,000円でございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めるものでございます。

収益的収入の第1款農業集落排水事業収益は1,272万3,000円でございます。その内訳でございますが、第1項処理施設使用料の営業収益は257万5,000円で、前年度より5万4,000円の減

額となります。第2項他会計補助金や長期前受金戻入などの営業外収益は1,014万8,000円でございます。

次に、収益的支出でございますが、第1款農業集落排水事業費は1,553万2,000円でございます。内訳でございますが、第1項管路施設管理費、処理場費、減価償却費などの営業費用は1,475万1,000円でございます。第2項企業債利息の営業外費用は78万1,000円で、前年度より4万4,000円の減額となります。

42ページを御覧ください。

第4条、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定めるもので、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2万6,000円で補填するものでございます。

資本的収入でございますが、第1款の資本的収入は828万8,000円でございます。内訳でございますが、第1項建設改良等に係る企業債は640万円でございます。第2項一般会計からの出資金は188万8,000円でございます。

次に、支出でございますが、第1款の資本的支出は831万4,000円でございます。内訳でございますが、第1項建設改良費は180万1,000円でございます。第2項企業債償還金は651万3,000円で、前年度より119万7,000円の増額となります。

第4条の2は、特例的収入及び支出を定めたもので、企業会計移行のため、出納整理期間がないことから、地方公営企業法が適用される以前の特別会計の債務と債権を令和6年度の企業会計に未払金並びに未収金として引き継ぐものでございます。債務として整理する未払金の金額は1,343万2,000円でございます。

43ページをお願いいたします。

第5条は、企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり定めるものでございます。起債の目的は、下水道事業債に限度額170万円、資本費平準化債に限度額470万円の合計640万円でございます。起債の方法、利率及び償還の方法は、いずれも記載のとおりでございます。

第6条、一時借入金の限度額は5,000万円と定めるものでございます。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を次のとおり定めるものでございます。(1)営業費用及び営業外費用の間の流用、(2)建設改良費及び企業債償還金の間の流用でございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めたもので、職員給与費152万5,000円については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならないと規定するもの

でございます。

以上、令和6年度上里町農業集落排水事業会計予算の提案理由説明をさせていただきます。

以上、各議案につきまして、慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） 暫時休憩いたします。再開は10時25分からとします。

午前10時07分休憩

---

午前10時25分再開

○議長（黛 浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま副町長より発言の申出がありましたので、副町長の発言を許可いたします。

副町長。

[副町長 島田邦弘君発言]

○副町長（島田邦弘君） すみません、発言の機会をいただき深く感謝申し上げます。

私の先ほどの提案理由説明の中で、3か所ほどちょっと数字の読み上げが間違っておったところがございました。誠に申し訳ございません。

お手元の、こちらの予算書をお出しいただきまして、まず、6ページ、一般会計に関わる部分ですね、6ページの上から2行目の消防費のところに4億7,137万5,000円という数字が出てきますけれども、このところを、最初の数字を3億というふうに発言してしまったようすで修正させていただきます。

もう2か所も同様の間違いでございまして、予算書の30ページをお開きいただきますと、こちらは上里町水道事業会計に係る部分でございます。ちょうど中段の建設改良費のところに4億2,789万3,000円という数字が出てまいりますが、これも間違えて3億2,789万3,000円というふうに申し上げたようでございます。

そして、もう1か所が36ページをお開きいただけますでしょうか。36ページが、上里町下水道事業会計に係る部分でございまして、こちらの上のはうですね、第1款と書いてありますが、資本的収入のところ、4億3,293万5,000円という数字が出てきますが、ここを3億というふうに誤って発言したということですので、以後気をつけさせていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（黛 浩之君） 次に、担当課長より詳細説明を求めます。なお、着座にての説明を許可いたします。

総合政策課長。

[以下、上程中の議案について 総合政策課長 坪本和馬君補足説明]

○議長（黛 浩之君） 以上をもちまして、令和6年度上里町一般会計予算について、令和6年度上里町国民健康保険特別会計予算について、令和6年度上里町介護保険特別会計予算について、令和6年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について、令和6年度上里町水道事業会計予算について、令和6年度上里町下水道事業会計予算について、令和6年度上里町農業集落排水事業会計予算についての提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

---

◎散 会

○議長（黛 浩之君） 本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時51分散会